

## 民生委員児童委員協議会モデル育成事業指定要領

公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会

### 1. 目的

公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会（以下、県民児協という）は、民生委員児童委員協議会活動のモデル育成のため、その育成対象となる民生委員協議会（以下「民児協」という）の事業を指定し、民児協運営の充実強化と地域福祉活動の振興を図る。

### 2. 指定

- (1) 民児協における事業について、1民児協につき1ないし2以上の事業を指定する。
- (2) 指定条件  
県民児協が指定するにあたっては、おおむね次の要件を満たし、指定することにより模範的事業が展開される民児協とする。  
ア 毎月1回以上民児協の会議が定例的に開催され、出席状況がきわめて良好であり、かつ計画的に運営されている。  
イ 毎月の活動記録が、全民生委員・児童委員より提出されている。  
ウ 問題別研究部会、各種委員会等が設置されており、各委員の役割分担が行われている。
- (3) 指定対象事業  
民児協の会議運営、部会活動、研修、福祉モニター（社会調査）、関係機関・関係団体との連携、ネットワーク化の推進、その他の模範となるもの。
- (4) 指定する期間は、2年間とする。

### 3. 運営

- (1) 指定された民児協の行う課題及び目標の設定、実施計画等は、年度当初に 県民児協、当該民児協関係者・行政機関関係者、その他の関係者により検討のうえ策定する。
- (2) 民児協は、当該地区の実情に応じた活動計画を策定し、効果的推進を図る。
- (3) 県民児協は、民児協に対し必要な援助、助言を行う。
- (4) 事業計画  
民児協会長は、年度当初に「事業実施計画書（様式1）」を、市町村民生委員児童委員協議会を通じて、県民児協に提出する。

### 4. 助成金

県民児協は、1民児協あたり年額100,000円を交付する。

### 5. 事業報告

民児協会長は、年度終了後に「事業実施報告書（様式2）」及び「事業精算内訳書（様式3）」各1部を、市町村民生委員児童委員協議会を通じて、県民児協に提出する。

### 附則

公益財団法人への移行に伴い、平成25年4月1日より施行する。